

第 2 章 生 活 衛 生

第 1 節 食品衛生

飲食に起因する衛生上の危害を防止するため、食品衛生法第 24 条第 1 項の規定に基づく「石川県食品衛生監視指導計画」により食品関係営業施設等に対する監視指導を実施している。

近年全国的に、生食肉や加熱不十分の食肉を飲食したことが原因のカンピロバクターや腸管出血性大腸菌による食中毒やノロウイルスによる食中毒が多く発生していることから、これらの食中毒の未然防止のため、食肉取扱施設、旅館等飲食店などの関連施設を対象に、監視指導を強化している。

また、広域流通する食品の製造・加工施設については、HACCP の概念にもとづく監視指導を行うとともに、収去検査を実施し、大規模食中毒の未然防止や違反食品等の流通の防止を図っている。

1 食品関係営業施設と監視指導

表 1－1 食品関係営業施設数(旧食品衛生法第 52 条第 1 項の規定に基づく許可を要する施設)

(令和 7 年度末)

業 種 別	年度当初 施 設 数	許可施設数		廃 業 施設数 (※)	年度末 施設数	監視件数
		継 続	新 規			
飲食店営業	724	—	—	82	337	142
菓子製造業	179	—	—	22	94	34
乳製品製造業	1	—	—			
魚介類販売業	48	—	—	4	23	28
魚介類競り売り営業	—	—	—			
食肉練り製品製造業	2	—	—		1	1
食品の冷凍または冷蔵業	8	—	—	1	3	
かん詰またはびん詰食品製造業	3	—	—		1	
喫茶店営業	16	—	—	3	8	9
あん類製造業	—	—	—			
アイスクリーム類製造業	28	—	—	3	12	14
食肉処理業	1	—	—			
食肉販売業	47	—	—	2	30	21
食肉製品製造業	4	—	—		2	2
乳酸菌飲料製造業	—	—	—			
食用油脂製造業	1	—	—		1	
マーガリン又はショートニング製造業	1	—	—			
みそ製造業	12	—	—	1	6	3
しょうゆ製造業	3	—	—			2
ソース類製造業	2	—	—	1	1	
酒類製造業	3	—	—			
豆腐製造業	6	—	—	1	2	5
納豆製造業	1	—	—			
麺類製造業	8	—	—	2	2	1
そうざい製造業	50	—	—	8	21	7
清涼飲料水製造業	2	—	—	1		
氷雪製造業	—	—	—			
合 計	1, 150	—	—	131	544	269

(※) 廃業施設数については、旧食品衛生法第 52 条第 1 項の規定に基づく許可を取得していた施設が、許可期間満了により、改正食品衛生法第 55 条第 1 項の規定に基づく許可を取得した場合は計上していない。

表 1－2 食品関係営業施設数(改正食品衛生法第 55 条第 1 項の規定に基づく許可を要する施設)
(令和 7 年度末)

業 種 別	年度当初 施 設 数	許可施設数		廃 業 施設数	年度末 施設数	監視件数
		継 続	新 規			
飲食店営業	1,586	—	483	49	2,020	1,010
調理の機能を有する自動販売機	4	—	2		6	2
食肉販売業	67	—	18	2	83	50
魚介類販売業	68	—	22	3	87	61
魚介類競り売り営業	—	—				
食肉処理業	14	—	1		15	9
菓子製造業	302	—	87	9	380	184
アイスクリーム類製造業	15	—	2		17	6
乳製品製造業	4	—	2		6	3
清涼飲料水製造業	4	—	1	1	4	5
食肉製品製造業	7	—	2		9	9
水産製品製造業	15	—	6		21	31
氷雪製造業	—	—				
食用油脂製造業	2	—			2	1
みそ又はしょうゆ製造業	20	—	7	1	26	18
酒類製造業	9	—	3		12	3
豆腐製造業	6	—	3		9	11
納豆製造業	1	—	1		2	2
麺類製造業	8	—	4		12	7
そうざい製造業	125	—	28	2	151	90
複合型そうざい製造業	4	—			4	8
冷凍食品製造業	7	—			7	7
複合型冷凍食品製造業	3	—	1		4	5
漬物製造業	52	—	3	1	54	14
密封包装食品製造業	15	—	1	2	14	8
食品の小分け業	3	—			3	1
添加物製造業	1	—			1	
合 計	2,342	—	677	70	2,949	1,545

表 1－3 食品関係営業施設数(改正食品衛生法第 57 条第 1 項の規定に基づく届出施設)

(令和 7 年度末)

業 態 別		年度末 施設数	監視件数
旧許可業種	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	149	12
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	193	22
	乳類販売業	353	63
	氷雪販売業	31	17
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	638	6
販売業	弁当販売業	45	21
	野菜果物販売業	79	25
	米穀類販売業	53	20
	通信販売・訪問販売による販売業	11	2
	コンビニエンスストア	143	12
	百貨店、総合スーパー	91	48
	自動販売機による販売業 （コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	151	1
	その他の食料・飲料販売業	254	37
製造・加工業	添加物製造・加工業	2	
	いわゆる健康食品の製造・加工業	3	
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	30	3
	農産保存食料品製造・加工業	47	5
	調味料製造・加工業	18	5
	糖類製造・加工業		
	精穀・製粉業	8	1
	製茶業	5	
	海藻製造・加工業	1	
	卵選別包装業	1	1
	その他の食料品製造・加工業	54	6
上記以外のもの	行商	7	
	集団給食施設	162	82
	器具、容器包装製造・加工業	9	1
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	1	
	その他	28	1
合 計		2,567	391

2 食中毒発生状況

(令和7年度)

No.	発生年月日	原因施設	摂食者数	患者数	原因食品	病因物質	原因施設	摂取場所	調理場所	行政処分
1	R7.5.14	野々市市	4	2	スイセン (推定)	植物性自然毒	家庭	家庭	家庭	-

3 食品等収去試験

(令和7年度)(件)

区分 食品等の種別	試験した 収去検体数	検査項目						不良 件数
		成分規格	指導基準	添加物 使用基準	残留農薬	重金属	その他	
計	211	21	81	68	15	-	26	4
器具・容器包装	6	1	-	-	-	-	5	-
おもちゃ	2	2	-	-	-	-	-	-
魚介類	12	-	12	-	-	-	-	-
冷凍食品	-	-	-	-	-	-	-	-
魚介類加工品	8	2	-	2	-	-	4	-
肉・卵類及びその加工品	19	3	-	4	2	-	10	1
牛乳	-	-	-	-	-	-	-	-
乳類加工品	-	-	-	-	-	-	-	-
アイスクリーム類・氷菓	-	-	-	-	-	-	-	-
穀類及びその加工品	5	-	-	2	-	-	3	-
野菜類・果物及び加工品	64	2	12	35	13	-	2	-
菓子類	23	-	18	3	-	-	2	3
清涼飲料水	25	8	-	17	-	-	-	-
酒精飲料	1	-	-	1	-	-	-	-
かん詰・びん詰食品	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の食品	46	3	39	4	-	-	-	-

4 食品衛生苦情相談

(件)

年度	総数	苦情内容						
		腐敗変敗	かび発生	異物混入 (虫体)	異物混入 (虫体以外)	表示不良	有症苦情	その他
令和元	34	2	0	5	7	0	6	14
令和2	22	0	0	1	8	1	7	5
令和3	44	0	1	3	5	5	20	10
令和4	41	0	0	1	7	6	14	13
令和5	43	0	1	3	4	2	28	5
令和6	61	3	0	1	3	0	44	10
令和7	66	0	0	3	8	2	38	15

5 食品衛生の消費者普及啓発

ア 食品衛生等に関する講習会等への講師の派遣

回数：20回

対象者・人数：食品衛生責任者、事業所従業員、食生活改善推進員等延べ2,737人

イ 地域FM放送による食中毒予防等について広報及び啓発

ウ 食中毒予防パンフレット等の食品衛生啓発資材の配布

第 2 節 環境衛生

1 営業衛生

生活衛生営業施設には旅館、公衆浴場、興行場、理容所、美容所、クリーニング所等がある。これらの施設は住民の日常生活に深く関わっていることから、衛生上の安全、安心確保の観点から関係法令に基づき、営業の確認・許可を行うとともに、環境衛生監視員が監視指導を行い施設の衛生水準の維持向上に努めている。

表 1 営業衛生関係施設数

(令和 7 年度末)

地 区	旅館業		住宅宿泊事業	公衆浴場		興行場		理容所	美容所	クリーニング所		特 定建築物
	旅館・ホテル	簡易宿所		普 通	そ の 他	常 設	仮 設			一 般	取 次	
管 内	100	60	13	7	60	3	0	244	683	39*	121*	90
石 川 中 央	79	52	9	6	42	1	0	147	451	30	76	73
河北地域センター	21	8	4	1	18	2	0	97	232	7	40	17
白 山 市	73	50	8	5	26	1	0	89	230	21	45	37
野々市市	6	2	1	1	16	0	0	58	221	9	31	36
かほく市	9	4	3	0	6	1	0	39	89	4	18	8
津 幡 町	9	3	0	1	8	1	0	30	72	1	13	6
内 灘 町	3	1	1	0	4	0	0	28	71	2	9	3
新規施設数	1	7	2	0	1	0	0	3	24	2	3	0
廃 止 数	3	2	1	0	0	0	0	2	5	1	7	0
監視件数	25	16	0	0	9	0	0	7	34	5	4	15

*一般クリーニング所には移動クリーニング車 2 施設を、取次店には無店舗取次店 5 施設含む

表 2 温泉の利用許可状況

(令和 7 年度末)

地 区	年度末許可件数		新規許可件数		廃止件数 (施設数)	監視指導 件 数	源 泉 数	源 泉 新規数
	許可数	施設数	許可数	施設数				
管 内	95	71	0	0	1	6	53	0
石 川 中 央	85	62	0	0	1	5	41	0
河北地域センター	10	9	0	0	0	1	12	0
白 山 市	74	57	0	0	0	4	38	0
野々市市	11	5	0	0	1	1	3	0
かほく市	1	1	0	0	0	0	1	0
津 幡 町	5	4	0	0	0	0	8	0
内 灘 町	4	4	0	0	0	1	3	0

2 狂犬病予防

狂犬病予防法、犬の危害防止条例に基づき、管内市町、石川県獣医師会の協力を得て、狂犬病予防、正しい犬の飼い方、犬による危害の防止に努めている。

表3 犬の登録、予防注射及び犬の捕獲引き取り処分状況 (令和7年度末)

地 区	新規登録 申 請 数	年 度 末 登録頭数	予防注射 頭 数	捕獲頭数	返還頭数	不 用 犬 引取頭数	苦情件数
管 内	1,225	13,431	10,066	16	16	5	101
石 川 中 央	769	8,449	6,131	11	11	3	62
河北地域センター	456	4,982	3,935	5	5	2	39
白 山 市	508	6,041	4,362	10	10	2	57
野々市市	261	2,408	1,769	1	1	1	5
かほく市	188	1,550	1,407	2	2	1	11
津 幡 町	147	2,017	1,501	2	2	0	18
内 灘 町	121	1,415	1,027	1	1	1	10

※苦情内容は、放し飼い、フンの始末、鳴き声等であり、関係市町等との連携を図り、適正飼養の推進を行っている。

3 公害防止

ばい煙発生施設、粉じん発生施設、特定施設等の届出の受理及び立入検査を実施し、公害発生の未然防止を図っている。

表4 公害関係特定施設 (令和7年度末)

地 区	ばい煙発生 施 設	粉じん発生 施 設	水質特定事業場	地下水採取届出 施 設	ダイオキシン類 特 定 事 業 場
管 内	382	208	801	715	15
石 川 中 央	278	182	620	601	10
河北地域センター	104	26	181	114	5
白 山 市	244	181	523	486	9
野々市市	34	1	97	115	1
かほく市	39	14	97	79	3
津 幡 町	37	3	60	26	2
内 灘 町	28	9	24	9	0

表5 公害苦情 (令和7年度末)

No	受付日	市 町	分類	原因者等	苦情の内容
該当なし					

4 水道・飲料水

表6 飲料水検査件数 (令和7年度末)

区 分	検査件数	不適件数	不適率(%)
26項目試験	0	－	－
一部項目試験	5	0	0.0
その他(単項目の依頼)	0	－	－
計	5	0	0.0

※一部項目検査は保健環境センターで実施。単項目は保健所で実施

表 7 水道施設設置状況

(令和 7 年度末)

	白 山 市	野々市市	かほく市	津 幡 町	内 灘 町	備 考
水 道 用 水 供 給 施 設	1 (国認可)	-	-	-	-	水道により、水道事業者に対してその用水を供給する事業
上 水 道	1 (国認可)	1 (国認可)	1	1	1	水道事業のうち、計画給水人口が5,000人を超える水道によるもの(計画給水人口が50,000人を超えるものは国認可となる。)
簡 易 水 道	51	-	-	-	-	水道事業のうち、計画給水人口が100人を超え5,000人以下である水道によるもの
専 用 水 道	14	6	-	-	1	寄宿舍、社宅、療養所等特定の人に居住に必要な水(自己水源)を供給する自家用水道で、居住人口101人以上のもの、あるいは居住人口100人以下で1日最大供給量が20m ³ を超えるもの等
簡 易 専 用 水 道	50	55	11	27	17	市町の水道事業体から供給される水のみを水源とする飲料水の供給施設で、受水槽等の有効容量が10m ³ を超えるもの
計	117	62	12	28	19	

表 8 水道普及率

	石川県	管内計	白 山 市	野々市市	かほく市	津 幡 町	内 灘 町
令和 6 年度	99.0	97.7	95.4	99.8	99.3	99.2	98.6
令和 5 年度	98.7	97.1	92.3	99.8	99.3	99.2	98.6
令和 4 年度	98.9	97.5	94.8	99.9	99.2	99.2	98.6

出典：石川県生活環境部 水道業務統計

表 9 下水道等普及率

	石川県	管内計	白 山 市	野々市市	かほく市	津 幡 町	内 灘 町
令和 6 年度	95.4	99.6	99.8	99.6	99.9	98.8	99.9
令和 5 年度	95.3	99.6	99.7	99.6	99.9	98.8	99.9
令和 4 年度	95.2	99.6	99.8	99.6	99.9	98.8	99.9

出典：石川県土木部 汚水処理施設整備状況(普及率)